2023.3.29

ESG/統合報告 Keyword vol.19

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい”初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

1 SFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation)

SFDRとは、欧州委員会により導入された、欧州のサステナブルファイナンス開示規則のこと。投資プロセスにおけるサステナビリティに関する開示の透明性と説明責任の向上を促すために設けられた規則である。

ココがポイント

サステナビリティに対する世界中の意識が高まり、それに伴ってサステナブル投資が急速に進められるなか、規制当局はグリーンウォッシングを抑制し、サステナブル投資をさらに推し進めるために、金融商品のサステナビリティの度合いについて透明性向上を求めています。2018年、欧州委員会によって10の「アクションプラン：持続可能な成長に向けた金融」が公表されました。そのアクションの1つに「機関投資家の開示義務の明確化」があり、これを具体化した施策の1つがSFDRに当たります。この規則の対象はEUの金融市場参加者（投資商品を扱う資産運用会社・保険会社・投資会社など）や、機関投資家などに助言を行う機関です。日本の企業は直接の対象ではありませんが、EUの金融機関から運用の再委託を受けるような場合には、同様の情報開示が求められる可能性があります。情報開示によって、ESGやサステナビリティをテーマとした金融商品において、実際にどういった課題に貢献するのかが不明確な「ウォッシュ」を防ぐこと、また金融商品のサステナビリティ面を比較可能にすることが期待されています。

2 ESGファンド　第８条・第９条

SFDRが定める、「ESG特性を有する運用」を行っている金融商品、または投資目的や投資プロセスの記述において、ESGへの取り組みを表明する金融商品に関する分類。

ココがポイント

SFDRはESGに関係する金融商品を「環境性・社会性を促進する金融商品（第８条）」と「サステナブル投資が目的の金融商品（第９条）」を２つに大別しています。第8条は「ライトグリーン」と呼ばれ、ネガティブスクリーニング、ポジティブスクリーニング、ESGインテグレーションなど、幅広いESGを組み入れた金融商品が該当します。第9条は「ダークグリーン」と呼ばれ、インパクト投資などのサステナブル投資が目的である金融商品が該当します。このような商品区分を信頼できる機関が仕分けして区分けするようになると、投資家にとっては、投資先を判断する上での目安として有効になります。特に第９条に区分される商品は、社会的な効果について数値化して発表するところまで求められているため、より明確に「投資によって持続的な社会の発展に寄与する」というESG投資の目的に適う投資が可能になります。

無断で複製・転載したり転送することを禁じます。 Copyright(C) TAKARA D&IR Research Institute Ltd. All Rights Reserved.

3 NFRD（Non-Financial Reporting Directive）

2014年に公表された、EUにおける非財務情報開示指令のこと。

ココがポイント

本指令では対象企業に対し、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止などに関連する事項に関する５つの事項（①ビジネスモデル、②デューデリジェンス・プロセスを含むポリシー、③ポリシーの結果、④主要なリスクおよびその管理方法、⑤非財務重要業績評価指標（KPI））を、経営報告書の中でComply or Explain 原則に基づき開示することを定めています。
対象となる企業は従業員500人を超える大企業とし、2017年6月には企業がNFRDに基づく開示をする際に、有益で比較可能な情報を開示できるように、非財務情報ガイドライン(Non-Binding Guidelines、以下「NBGs」)が公表されました。
しかし、NFRDの枠組みでは、対象企業の範囲も限定的な上に、開示企業においても、情報量が不十分、あるいは、信頼性や比較可能性が不十分な状況が指摘されていました。こうした課題に対処するため、NFRDの内容を更新・強化した法規制としてCSRDが提起されました。（以下の④を参照下さい）

4 CSRD（Corporate Sustainability-information Reporting Directives）

2021年4月に欧州委員会により公表された企業のサステナビリティ報告に関する指令のこと。既存の非財務情報開示指令（NFRD）が利用者のニーズを満たしていないという課題認識を受け、内容を厳格化し、適用対象を大幅に拡げる内容となっており、2023年1月より発効しています。

ココがポイント

本指令の目的は、サステナビリティ報告を財務報告と同等の水準にすることです。そのためには、適用範囲の拡大や、環境、社会およびガバナンスに関して、より詳細で標準化された報告要求事項など、多くの施策が必要となりました。対象はNFRDより大幅に拡大し、①従業員250名（事業年度平均）、②売上高4,000万ユーロ、③総資産2,000万ユーロのうち、２つ以上の条件を超えた企業となっています。そのためNFRDの対象11,000社に対し、CSRDは約50,000社となっており、未上場企業や外国企業のEU法人も含まれます。本指令はNFRDから引き続いてGRIと密接な連携を図っており「ダブルマテリアリティ」をベースにしているため、対象企業は人々・環境に与える影響と、人々・環境が企業価値に与える影響の両方の観点が必要となります。昨年11月、本指令をベースとして、欧州サステナビリティ・レポーティング基準（European Sustainability Reporting Standards：ESRS）の公開草案が作成されており、今年年央にはESRSが発表され、EUの上場企業は2024年度会計基準から、その後、EU内の大企業や中小企業、そして域外企業の子会社にも順次適用される予定です。

無断で複製・転載したり転送することを禁じます。 Copyright(C) TAKARA D&IR Research Institute Ltd. All Rights Reserved.